

昭和三十四年総理府令第五十八号

地下水調査作業規程準則
国土調査法第三条第二項の規定に基き、地下水調査作業規程準則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 現地作業（第九条～第二十四条）
- 第三章 整理作業（第二十五条～第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 國土調査法（昭和二十六年法律第八百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号及び第三号の規定による水調査のうち、地下水に関する調査（以下「地下水調査」という。）の作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（調査単位区域）

第二条 地下水調査は、水基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定による水調査の基準の設定のための調査を行つた区域（以下「調査単位区域」という。）内において行うものとする。

（調査の内容）

第三条 地下水調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置において地下水の水位（以下「地下水位」という。）の観測並びに帶水層の状況に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

（地下水調査の作業）

第四条 地下水調査の作業は、現地作業及び整理作業とする。

（現地作業）

第五条 現地作業とは、第三条に規定する位置において地下水位の同時観測、長期観測及び地盤の標高（以下「地盤高」という。）の測定を行うとともに、帶水層の状況を明らかにするために必要な踏査、地質ボーリング及び物理探査等の地質に関する調査（以下「地質調査」という。）等を行う作業をいう。

（整理作業）

第六条 整理作業とは、前条の現地作業の結果を基礎として、地下水観測表、地下水位年表、地下水位図表、地下水図、地質柱状断面図及び地下水説明書を作成する作業をいう。

（精度の保持）

第七条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方針によつて検査を行い、調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

第二章 現地作業

（作業記録）

第八条 現地作業を行うに当たつては、国土交通大臣の定める様式により作業記録を作成するものとする。

（基図）

第九条 現地作業に當たつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した二万五千分の一の地形図又は二万五千分の一以上の大縮尺を有する地形図を基図に用いるものとする。ただし、これらの地形図がない場合には、五万分の一の地形図を二倍以上に拡大したものを利用することができる。

（地盤高の測定）

第十条 観測井における地盤高の測定は、水準路線を選定して、当該水準路線に従い、次の各号に規定する水準測量により行うことを原則とする。

（以下「調査単位区域」という。）内において行うものとする。

（地盤高の測定）

第十一条 観測井における地盤高の測定は、水準路線を選定して、当該水準路線に従い、次の各号に規定する水準測量により行うことを原則とする。

（以下「調査単位区域」という。）内において行うものとする。

（地盤高の測定）

第十二条 観測井における地下水位の観測は、井戸側の定点から行うものとし、井戸側に移動するものとする。

（地下水位等の観測）

第十三条 観測井における地下水位の観測は、自噴する井戸の場合は、自噴する井戸の上端にゴム管、ビニール管等を結合し、漏水のないようにしてから、静止した水位を観測するものとする。ただし、水位が高い場合には、圧力を計を取りつけて行うことができる。

（同時観測）

第十四条 観測井における地下水位の同時観測は、年二回地下水位の高い時期と低い時期を選んで実施することを原則とする。

（同時観測）

第十五条 前条の同時観測は、数日間降雨のないときに、調査単位区域全般にわかつて同時に行うものとする。ただし、やむをえない場合には、二日以内に限り観測の期間を延長することができる。

（長期観測）

第十六条 長期観測を実施すべき観測井（以下「長期観測井」という。）は、同時観測の結果に基づき、地下水の分布の概要をあくし、地形、河川、湖沼、水路等の状況を十分勘案して決定するものとする。

（長期観測）

第十七条 前条の長期観測井においては、一年以上、毎日一回定时に、水位を観測するものとする。ただし、観測以外の目的に使用されている井戸を長期観測井とするときは、観測を行う日においてその井戸が観測以外の目的に使用される前に観測するものとする。

（長期観測）

第十八条 前項の観測につては、自記水位計を使用すことができる。

（水温等の観測）

前項の規定にかかわらず、やむをえない場合には、読図又は空中写真測量によつて地盤高を測定することができる。

（地下水位等の観測）

第十一條 観測井における地下水位は、地盤から地下水面までの深さ又は高さをもつてあらわすものとする。

（地下水位等の観測）

第十二条 観測井における地下水位の観測は、井戸側の定点から行うものとし、井戸側に移動するものとする。

（地下水位等の観測）

第十三条 観測井における地下水位の観測は、自噴する井戸の場合は、自噴する井戸の上端にゴム管、ビニール管等を結合し、漏水のないようにしてから、静止した水位を観測するものとする。ただし、水位が高い場合には、圧力を計を取りつけて行うことができる。

（地下水位等の観測）

第十四条 観測井における地下水位の観測は、自噴する井戸が少いか又は観測井として利用し難い場合においては、簡易な掘ざく機を利用するか又は手掘り等の方法によつて試掘を行つて行うものとする。

（地下水位等の観測）

第十五条 前項の場合においては、試掘点の附近に標杭を設置して、地下水位を観測する基点とするものとする。

（地下水位等の観測）

第十六条 地質ボーリングを実施した場合においては、別表第二に定める様式により地質ボーリング台帳を作成するとともに、原則として地質の標本を採取し、保存するものとする。

（地下水位等の観測）

第十七条 前条の地質ボーリングを実施した場合は、帶水層の位置及び透水度を推定するため電気検層を実施するものとする。

（地下水位等の観測）

第十八条 前項の検層を実施した場合においては、その記録を作成するものとし、その記録の様式は別表第三に定めるところによる。

（地下水位等の観測）

第十九条 既存の井戸が少いか又は観測井として利用し難い場合においては、簡易な掘ざく機を利用して行うものとする。

（地下水位等の観測）

第二十条 既存の井戸が少いか又は観測井として利用し難い場合においては、簡易な掘ざく機を利用して行うか又は手掘り等の方法によつて試掘を行つて行うものとする。

（地下水位等の観測）

第二十一条 前条の地質ボーリングを実施した場合は、帶水層の位置及び透水度を推定するため電気検層を実施するものとする。

（地下水位等の観測）

第二十二条 物理探査を実施する場合においては、次の各号に掲げる方法のいずれかを用い又はこれらの方針を併用するものとする。

（物理探査）

第二十三条 透水係数の測定を実施する場合においては、新たに揚水のための井戸を掘さなくて

二 気温

pH（ビー・エツチ）

三 导電率又は比抵抗

R_PH（アール・ピー・エツチ）

四 前項各号に掲げる項目の観測は、水質調査

要な項目

五 前項の観測は、つとめて新鮮な状態にして地下水を採取し、なるべくすみやかに行なわれなければならない。

六 その他地下水の特性を明らかにするため必

めのととする。

揚水試験を行い、それによつて得られた揚水量及び水位の測定結果並びに地質の状況から係数を求めるものとする。

- 2 前項の測定を実施した場合においては、その記録を作成するものとし、その記録の様式は、別表第五に定めるところによる。
- (地質に関する踏査)

- 第二十一条** 地質に関する踏査を実施する場合における地質露頭及び地形の観察により、透水層及び不透水層の性状、分布並びに相互の関係を明らかにするものとする。

第三章 整理作業

(地下水観測表)

- 第二十二条** 第十四条の規定による同時観測の結果は、調査単位区域ごとに取りまとめ、地下水観測表(甲)を作成するものとする。

- 2 第十八条の規定による水温等の観測の結果は、調査単位区域ごとに取りまとめ、地下水観測表(乙)を作成するものとする。
- 3 前二項の観測表の様式は、それぞれ別表第六及び第七に定めるところによる。

(地下水位年表)

- 第二十三条** 第十七条の規定による長期観測の結果は、一月ごとに取りまとめ、これを一年ごとにによる。

- 2 前項の年表の様式は、別表第八に定めるところによる。
- 3 前項の図表の作成の方法は、別表第九に定めるところによる。

(地下水位図表)

- 第二十四条** 地下水位図表は、前条の規定により作成した地下水位年表に基いて作成するものとする。
- 2 前項の図表の作成の方法は、別表第十に定めるところによる。

(地下水図)

- 第二十五条** 地下水図は、第九条の地形図を使用し、次の各号に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- 1 観測井の位置及び種別並びに湧泉の位置
2 地質ボーリングの位置、物理探査の測線の位置並びに地質柱状断面の方向及び位置
3 地下水位等高線
4 地下水自噴地帯の範囲

- 2 前項各号に掲げる事項の記載の方法は、別表第十に定めるところによる。

- (地下水位等高線)
第二十六条 地下水位等高線は、第十条の規定による地盤高の測定の結果並びに第十四条の規定による地盤高の測定の結果、第十九条の規定による地盤高の測定の結果並びに第十四条の規定による地盤高の測定の結果

による同時観測の結果から、各観測井における地下水位の標高を算出し、この値をもととしてえがくものとする。この場合においては、地形、地質、河川、湖沼、水路等の状況を考慮するものとする。

- 2 前項の場合において、等高線の間隔は、原則として二メートルとする。
3 帯水層が上下に二層以上存在する場合は、自由地下水水面の地下水位等高線は必ず表示するものとし、被压地下水水面の地下水位等高線は可能な限り表示するものとする。

(地質柱状断面図)

- 第二十七条** 地質柱状断面図は、地質調査の結果に基き、水平は第九条の地形図の縮尺で、垂直は水平の五倍から二十五倍までの縮尺で、地形の断面を作成し、当該断面に地質及び帶水層相互の関係を推定図示して作成するものとする。ただし、地質ボーリング資料が不十分な場合には、垂直の縮尺を水平の縮尺と同一又はその二倍とすることができる。

- 2 前項の断面図の作成については、表層地質調査業規程準則(昭和二十九年総理府令第六十五号)における地質断面図及び柱状断面図の規定を準用する。

(地下水説明書)

- 第二十八条** 地下水説明書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成し、その作成の基礎となつた資料を添付しておくるものとする。

- 1 調査単位区域の概要
2 調査の方法
3 地下水の利用の現況
4 同時観測に関する事項
5 地下水位の変動の状況
6 帯水層及び不透水層の状況
地下水分布の概況

(地下水説明書)

- 第二十九条** 地下水説明書は、第九条の地形図を用い、次の各号に掲げる事項を記載して作成するものとする。
- 1 観測井の位置及び種別並びに湧泉の位置
2 地質ボーリングの位置、物理探査の測線の位置並びに地質柱状断面の方向及び位置
3 地下水位等高線
4 地下水自噴地帯の範囲

- 2 前項各号に掲げる事項の記載の方法は、別表第一〇三号附則(平成元年三月一七日総理府令第一〇三号)によつて行はる。この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (令和元年五月七日国土交通省令 第一号)		
この省令は、公布の日から施行する。	別表第一 水準測量における観測値の制限	
		1. 5 cmにつき1.5 cm
2 Sは、水準路線の全長をキロメートル単位で示した数とする。		観測値の制限

別表第二	備考	往復の出合差	閉合差	区分	
				1 k m	5 cm
1 水準路線の全長がおおむね1キロメートル未満の場合は、上記の数値のそれぞれ2倍をとることができる。	水準路線の全長がおおむね1キロメートル未満の場合は、上記の数値のそれぞれ2倍をとができる。	1.	5 cm	S	

別表第三 露気柱状記録表		
調査地名	測定期日	令和 年 月 日
ポーリングの位置	府 市 郡 村 字	
所有者及び管理者の氏名	地割名	2万5千分の1
ポーリング実行者の氏名	5万分の1	
ポーリング機械の名前	地割番号	日付
基盤の地質	ボーリング開始年月日	ボーリング完了年月日
地盤	備考	
ボーリングの目的	自然水質	
ボーリングの深度	油水水位	
ストレーナー	涌水量	日
井	自然量	日
深度	化石層	地質名
厚さ	地質名	
密度	岩	
硬度	石炭	
密度	泥炭	
ストレーナー位置		
~ =	~ =	B
~ =	~ =	成形
~ =	~ =	

第2部 整飾

地図	記号	色及び墨線	記号の表示の方法
測量井 自噴井 井戸の具動機 測定井	○――○ △――△ ◎――◎ □――□ ■――■ △――△ △――△	青62ミリメートル 青52 青62 青62 黒62 黒62 黒62 黒62	井戸の記号をとくときは、 ○のよう表示する。 同上
自噴井及び噴泉 井戸	△――△ ○――○ △――△	黒62 黒62 黒62	井戸の記号及び噴泉の記号に上 部に表示する。
地下水面の縮尺 水位観測井 水位観測井の 水位観測井の 位置	△――△ ○――○ △――△ ○――○ △――△	黒62 黒62 黒62 黒62 黒62	井戸の記号及び井戸の記号を示す 上部に表示する。
電気機器室 地質モーリングの 位置	□――□ △――△	青62 黒62	同上
地下水位等の変動の 状況	○――○ △――△ ●――● ○――○	青62 黒62 青62 青62	点線で囲む。 点線の内側は、点線で囲 む。

注 記号の形状、大きさ及び墨線は、判別する場合を除き、規則を生じない範囲内において多少変更することができます。

第1部 記号 別表第十 地下水位図表の作成の方法

- 1 方眼紙を使用し、縦距に地下水位及び降水量を、横距に日をとる。長期観測井の位置を河川、湖沼又は水路の影響をはなはだしく受けける地点に存在する場合には、更に水位又は流量を明らかにするよう選定するものとする。
- 2 縦横距の縮尺は、地下水位等の変動の状況を明らかにするものとする。

記 事 項
1 每日の水位の測は、井戸開口点よりの読みをそのまま記載する。（簡便に計算しない。）
2 領域の測定には、それぞれの測定井について定められた時間を記載する。
3 観測の方法の欄に記して、使用した器具の種類を記載する。
4 地形図名は、測定井の競つてある2万5千分の1又は5万分の1地形図の名前とする。
5 記事欄には、井戸の使用状況その他水位の変動に關係のある事項について記載する。

備考：記記水位を有する測定井については、毎正時の水位を記録した直後又は図面を作成し、本表に記付するものとする。

区分		表示の方法	
色	黒	○○川水系（地域名）地下水図	
書字	題体	直立等線体左横書	
字位	大隔	おおむね 1センチメートル	
調査年	置月	おおむね 3ミリメートル	
書字	体大隔	国郭の上辺、中央	
字位	置置	令和〇〇年地下水調査	
実施機関	名	直立等線体右横書	
書字	休体	おおむね 5ミリメートル	
字位	大隔	おおむね 1ミリメートル	
記号及びその説明	置置	国郭の左辺上端	
作成機関名又は作成者氏名	直立等線体左横書		
書字	休体	おおむね 5ミリメートル	
字位	大隔	おおむね 1ミリメートル	
記号及びその説明	置置	国郭の下辺左端	
作成機関名又は作成者氏名	直立等線体右横書		
書字	休体	おおむね 5ミリメートル	
字位	大隔	おおむね 1ミリメートル	
記号及びその説明	置置	国郭内の余白に記入する。	